

毒物及び劇物取締法における廃棄の方法に関する基準体系図

毒物及び劇物取締法第 15 条の 2

毒物劇物又は施行令第 38 条に定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

法律

政令

毒物及び劇物取締法施行令

○毒物又は劇物を含有する物(第 38 条)

- ・無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物
- ・塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、又は水酸化カリウムを含有する液体状の物

○廃棄の方法(第 40 条)

- (1) 中和等の方法により、毒物劇物及び施行令第 38 条に定める物のいずれにも該当しない物とすること
- (2) ガス体又は揮発性の物は、保健衛生上の危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること
- (3) 可燃性の物は、保健衛生上の危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること
- (4) 前各号により難しい場合の措置

局長通知

○毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準(その 1~その 10)

- その 1: 昭和 50 年 11 月 26 日付薬発第 1090 号
- その 2: 昭和 52 年 12 月 8 日付薬発第 1416 号
- その 3: 昭和 56 年 3 月 31 日付薬発第 330 号
- その 4: 昭和 60 年 4 月 5 日付薬発第 373 号
- その 5: 昭和 62 年 9 月 12 日付薬発第 782 号
- その 6: 平成 3 年 3 月 6 日付薬発第 259 号
- その 7: 平成 4 年 12 月 7 日付薬発第 1192 号
- その 8: 平成 6 年 3 月 14 日付薬発第 232 号
- その 9: 平成 7 年 3 月 16 日付薬発第 246 号
- その 10: 平成 8 年 3 月 15 日付薬発第 252 号

通知